

第0問 司法書士法務太郎は、平成27年7月6日に事務所を訪れた東京商事株式会社の代表取締役から、別紙1から3までの書類のほか必要書類の交付を受け、別紙6のとおり事情を聴取した。司法書士法務太郎は、登記すべき事項や登記のための要件などを説明したところ、必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理を依頼された。司法書士法務太郎は、この依頼に基づき、同日、管轄する登記所に登記を申請した。

また、司法書士法務太郎は、平成27年8月31日に事務所を訪れた東京商事株式会社の代表取締役から、別紙4及び5の書類のほか必要書類の交付を受け、別紙7のとおり事情を聴取した。司法書士法務太郎は、登記すべき事項や登記のための要件などを説明したところ、必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理を依頼された。司法書士法務太郎は、この依頼に基づき、同日、同社の本店所在地を管轄する登記所に登記を申請した。

以上に基づき、次の問1から問3までに答えなさい。

問1 平成27年7月6日に申請をすべき登記に関し、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税の額並びに添付書面の名称及び必要な通数を第0問答案用紙の第1欄に記載しなさい。

問2 平成27年8月31日に申請をすべき登記に関し、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税の額及びその内訳並びに添付書面の名称及び必要な通数を第0問答案用紙の第2欄に記載しなさい。

問3 東京商事株式会社の代表取締役から受領した書面及び聴取した内容のうち、登記することができない事項がある場合には、当該事項及びその理由を第0問答案用紙の第3欄に記載しなさい。

(答案作成上のその他の注意事項)

- 1 登記申請書の添付書面については、全て適式に調えられており、所要の記名・押印がされているものとする。
- 2 登記申請書の添付書面については、他の書面を援用することができる場合でも、援用しないものとする。
- 3 解答欄の各欄に記載すべき事項がない場合には、該当の欄に「なし」と記載すること。

- 4 被選任者及び被選定者の就任承諾は，選任され，又は選定された日に適法に得られているものとする。また，別紙 1 に記載されている役員は，すべて選任され，又は選定された日に就任承諾しているものとする。
- 5 東京商事株式会社は，設立以来，最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上となったことはないものとする。
- 6 数字を記載する場合には，算用数字を使用すること。
- 7 訂正，加入又は削除をしたときは，訂正は訂正すべき字句に線を引き，近接箇所に訂正後の字句を記載し，加入は加入する部分を明示して行い，削除は削除すべき字句に線を引いて，訂正，加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。
- 8 東京商事株式会社に関しては，別紙 1 から別紙 7 までに現れている以外には，会社法の規定と異なる定款の定めは，存在しないものとする。

別紙 1

【平成 27 年 7 月 6 日現在の東京商事株式会社に係る登記記録の抜粋】

商号	東京商事株式会社	
本店	東京都中央区中央一丁目 1 番 1 号	
公告をする方法	官報に掲載してする。	
発行可能株式総数	10 万株	
会社成立の年月日	平成 13 年 4 月 1 日	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 2 万株 各種の株式の数 A 種類株式 1 万株 B 種類株式 1 万株	
資本金の額	金 2 億円	
発行可能種類株式総数及び発行する各種の株式の内容	A 種類株式 8 万株 B 種類株式 4 万株 1 剰余金の配当 剰余金については、B 種類株式を有する株主に対し、A 種類株式を有する株主に先立ち、1 株につき 1000 円を支払う。	
役員に関する事項	取締役 A	平成 25 年 5 月 27 日就任
	取締役 B	平成 25 年 6 月 4 日就任
	取締役 C	平成 26 年 6 月 15 日就任
	取締役 D	平成 26 年 7 月 20 日就任
	東京都世田谷区世田谷一丁目 1 番 1 号 代表取締役 C	平成 26 年 6 月 15 日就任
	監査役 E	平成 26 年 4 月 27 日就任
	監査役 F (社外監査役)	平成 26 年 4 月 27 日就任
	監査役 G (社外監査役)	平成 26 年 4 月 27 日就任
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	

監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会 社に関する事項	監査役会設置会社

別紙 2

平成 27 年 6 月 20 日開催の東京商事株式会社の定時株主総会の議事概要

議決権を有する株主全員出席

(中略)

第 1 号議案 計算書類（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）の承認の件

(中略)

第 2 号議案 定款変更の件

議長は、下記のとおり定款の一部を変更したい旨を述べ、その理由を詳細に説明した上で、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを可決承認した。

記

(変更前)	(変更後)
<p>(事業年度) 第 32 条 当会社の事業年度は、<u>毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期</u>とする。</p>	<p>(事業年度) 第 32 条 当会社の事業年度は、<u>毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの年 1 期</u>とする。</p> <p>附則 <u>平成 27 年 4 月 1 日から始まる事業年度は、4 月 1 日から同年 5 月 31 日までの 2 か月間とする。</u></p>

(以下省略)

別紙 3

平成 27 年 6 月 20 日開催の東京商事株式会社の取締役会の議事概要

取締役及び監査役全員出席

第 1 号議案 代表取締役選定

議長は、代表取締役を選定する必要がある旨を述べ、次の者を代表取締役に選定することについての可否を議場に諮ったところ、出席取締役全員の一致をもってこれを可決承認した。

東京都世田谷区世田谷二丁目 2 番 2 号

代表取締役 D

(一以下、省略一)

別紙 4

平成 27 年 8 月 27 日開催の東京商事株式会社の定時株主総会の議事概要

議決権を有する株主全員（10 名）出席

（中略）

第 1 号議案 計算書類（平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 5 月 31 日まで）の承認の件

（中略）

第 2 号議案 定款変更の件

議長は、下記のとおり定款の一部を変更したい旨を述べ、その理由を詳細に説明した上で、その賛否を議場に諮ったところ、株主 4 名（これらの者は、出席株主の有する議決権の 3 分の 2 以上を保有している）の賛成により、可決承認した。

記

(変更前)	(変更後)
(新設)	(株式の譲渡制限に関する規定) 第 6 条の 2 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を得なければならない。

第 3 号議案 定款変更の件

議長は、下記のとおり定款の一部を変更したい旨を述べ、その理由を詳細に説明した上で、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを可決承認した。

記

(変更前)	(変更後)
(機関) 第 14 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会	(機関) 第 14 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 監査役

(代表取締役の選定) 第 20 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議で定める。</u>	(代表取締役の選定) 第 20 条 <u>当社の取締役が 2 名以上ある場合は、取締役の互選によって代表取締役を定める。</u>
---	---

第 4 号議案 取締役の選任の件

議長は、新たに取締役を選任したい旨を述べ、次の者を取締役に選任することについての賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって可決承認した。

東京都世田谷区世田谷三丁目 3 番 3 号

取締役 H

第 5 号議案 代表取締役の選定の件

議長は、代表取締役を選定する必要がある旨を述べ、次の者を代表取締役に選定することについての可否を議場に諮ったところ、株主 1 名（この者は、出席株主の有する議決権の過半数を保有している）の賛成により、可決承認した。

東京都世田谷区世田谷三丁目 3 番 3 号

取締役 H

(以下省略)

別紙 5

互選書

平成 27 年 8 月 27 日

取締役全員出席

(一中略一)

第 1 号議案 代表取締役選定

取締役全員の一致により、下記の者を代表取締役に選定することにつき可決確定した。なお、被選定者は、席上その就任を承諾した。

東京都世田谷区世田谷一丁目 1 番 1 号

代表取締役 C

東京都世田谷区世田谷二丁目 2 番 2 号

代表取締役 D

(一以下、省略一)

別紙 6

司法書士の聴取記録（平成 27 年 7 月 6 日）

- 1 東京商事株式会社は、平成 27 年 6 月 20 日午前 10 時から午前 11 時までの間において、定時株主総会を開催した。議事の経過の概要は、別紙 2 に記載のとおりである。
- 2 平成 27 年 6 月 20 日に開催された定時株主総会の終結後に開催された取締役会における議事の概要は、別紙 3 に記載のとおりである。また、当該取締役会の議事録には、C の登記所届出印が押印されている。

別紙 7

司法書士の聴取記録（平成 27 年 8 月 31 日）

- 1 東京商事株式会社は、平成 27 年 8 月 27 日午前 10 時から午前 11 時までの間において、定時株主総会を開催した。議事の経過の概要は、別紙 4 に記載のとおりである。株式の譲渡制限に関する規定の設定に関して、同日、A 種類株主による種類株主総会及び B 種類株主による種類株主総会が開催され、それぞれ、適法に可決承認された。なお、会社法上必要とされる定款所定の方法による公告がされている。
- 2 平成 27 年 8 月 27 日に開催された定時株主総会の終結後に開催された取締役の互選の概要は、別紙 5 に記載のとおりである。当該互選書には、出席者全員の市区町村届出印鑑が押印されている。

第0問【解答欄】(20点満点)

第1欄 (減点限度枠…8点)

ア 登記の事由	
取締役及び代表取締役の変更	
イ 登記すべき事項	
平成 27 年 6 月 20 日取締役A退任 平成 27 年 6 月 20 日就任 東京都世田谷区世田谷二丁目 2 番 2 号 代表取締役 D	
ウ 登録免許税の額	
金 3 万円	
エ 添付書類の名称及び必要な通数	
委任状	1 通
定款	1 通
株主総会議事録	1 通
取締役会議事録	1 通
代表取締役の就任承諾書	1 通
印鑑証明書	1 通

第2欄 (減点限度枠…10点)

ア 登記の事由	
株式の譲渡制限に関する規定の設定 取締役及び監査役の変更 取締役会設置会社の定め廃止 監査役会設置会社の定め廃止	
イ 登記すべき事項	
平成 27 年 8 月 27 日設定 株式の譲渡制限に関する規定 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を得なければならない。 平成 27 年 8 月 27 日取締役B退任 平成 27 年 8 月 27 日取締役H就任 監査役(社外監査役) F及び監査役(社外監査役) Gにつき平成 27 年 8 月 27 日監査役 会設置会社の定め廃止により変更 監査役 F、監査役 G 平成 27 年 8 月 27 日取締役会設置会社の定め廃止 平成 27 年 8 月 27 日監査役会設置会社の定め廃止	
ウ 登録免許税の額及びその内訳	
金 9 万円	
内訳 役員等変更分	金 3 万円
取締役会、監査役会廃止分	金 3 万円
その他の登記事項変更分	金 3 万円

エ 添付書類の名称及び必要な通数	
委任状	1通
定款	1通
株主総会議事録	1通
種類株主総会議事録	2通
取締役の就任承諾書	1通
印鑑証明書	1通

第3欄 (減点限度枠…2点)

ア 登記をすることができない事項
代表取締役Hの選定の件
イ 理由
取締役会設置会社でない会社において、定款に代表取締役の選定についての互選規定がある場合、当該定款規定は、互選によることを義務付けた趣旨とみられるため、株主総会の決議によって代表取締役を選定することはできない。

自己採点基準について（今回は、20 点満点とします。）

自己採点は、すべて減点方式とさせていただきます。

添付書面の通数間違い、記載事項の間違い問わず、一律「-1 点」として下さい。記載すべきでないものを記載した場合も「-1 点」として下さい。

登記すべき事項については・・・

役員等の変更については、役員 1 人の間違いにつき、それぞれ「-1 点」として下さい。

問題文に指示されている斜線の引き忘れや「なし」と記載しない等は、「減点限度枠の点数について全てマイナス（例えば、課税標準金額について「なし」と記載すべきところに斜線を引いた場合、マイナス 1 点）」として下さい。

また、各解答欄には、「減点限度枠」というものが設定してあります。

各解答欄については、減点限度枠の範囲内で減点して行って下さい。

論点 1**事業年度の変更（解答第 1 欄及び第 2 欄）****解 説****1. 事実関係の確認及び申請すべき登記**

平成 27 年 6 月 20 日開催の定時株主総会において、本問会社の事業年度についての定款規定を「当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。」という規定から「当会社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの年 1 期とする。」という規定に変更し、定款附則として、「平成 27 年 4 月 1 日から始まる事業年度は、4 月 1 日から同年 5 月 31 日までの 2 か月間とする。」としている（別紙 2 第 2 号議案）。

本問の取締役 A から D について、定款変更後の事業年度に「取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする（会社法 332 条 1 項）」という規定を当てはめると、

- A（平成 25 年 5 月 27 日選任）⇒平成 27 年 6 月 20 日（任期満了）退任（解答第 1 欄）
 - B（平成 25 年 6 月 4 日選任）⇒平成 27 年 8 月 27 日（任期満了）退任（解答第 2 欄）
 - C（平成 26 年 6 月 15 日選任）⇒いまだ在任中
 - D（平成 26 年 7 月 20 日選任）⇒いまだ在任中
- ということになる。

事業年度の変更の理解の仕方

本問会社の各事業年度を（問題に絡む限りで）まとめてみると、以下のようになります。

事業年度①

26. 4/1～27. 3/31（変更前定款）

⇒これに関する定時株主総会は、平成27年6月20日に開催されている。

事業年度②

27. 4/1～27. 5/31（定款附則に規定）

⇒これに関する定時株主総会は、平成27年8月27日に開催されている。

事業年度③

27. 6/1～28. 5/31（変更後定款）

⇒これに関する定時株主総会は、まだ開催されていない。

まず、事業年度①として「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」の事業年度を挙げました。

事業年度の変更の決議は、平成27年6月20日にされているので、それより前に既に終了している事業年度については、旧定款の規定のまま進行する（すでに起こった歴史を覆すことはできないので、これは当然のことです。）。

次に、事業年度②として「平成27年4月1日から平成27年5月31日まで」の事業年度を挙げました。

これは、「定款の附則」に規定されている事業年度です。そもそも、事業年度の変更がなされると、変更前の事業年度と変更後の事業年度との間に「隙間（すきま）」ができてしまうんです。例えば、本問でいうと「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで（変更前定款の事業年度）」が終了した後、変更後の定款の事業年度に従うと、「平成27年6月1日から平成27年5月31日まで（変更後定款の事業年度）」がスタートすることになります。こうなると、平成27年3月31日（変更前定款の事業年度終了）の翌日から平成27年6月1日（変更後定款の事業年度開始）の前日までの2か月間が空白の期間になってしまいます。

ですから、これを調整するのが、「定款附則」だと思ってください。

本問のように、「平成27年4月1日から始まる事業年度は、4月1日から同年5月31日までの2か月間とする。」という附則で調整しておけば、空白の期間ができません

ね。これを、事業年度②として、挙げておきました。

最後に、事業年度③として「平成 27 年 6 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日まで（変更後定款）」の事業年度が挙げてあります。

ここまでまとめれば、あとは簡単。

取締役の任期の規定である会社法 332 条 1 項（「取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。」）に、それぞれの取締役を当てはめていけばいいだけです。

例えば、本問の取締役 A は、平成 25 年 5 月 27 日に選任されていますね。ですから、「選任後 2 年（つまり、平成 27 年 5 月 27 日）以内に終了する事業年度のうち最終のもの（つまり、上記の事業年度①）に関する定時株主総会（つまり、平成 27 年 6 月 20 日の定時株主総会）の終結の時まで」が、A の任期となります。

（※もうちょっと説明しますと、A の選任後 2 年（平成 27 年 5 月 27 日）の時点では、上記の事業年度②はまだ終了していませんね。だから、上記の事業年度②は、「選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの」に該当しません。）

従って、取締役 A の任期は、平成 27 年 6 月 20 日の定時株主総会の終結の時までとなります。

同じように、本問の取締役 B について見てみると、本問の取締役 B は、平成 25 年 6 月 4 日に選任されていますね。ですから、「選任後 2 年（つまり、平成 27 年 6 月 4 日）以内に終了する事業年度のうち最終のもの（つまり、上記の事業年度②）に関する定時株主総会（つまり、平成 27 年 8 月 27 日の定時株主総会）の終結の時まで」が、B の任期となります。

従って、取締役 B の任期は、平成 27 年 8 月 27 日の定時株主総会の終結の時までとなります。

残りの取締役 C 及び D について見てみると、本問の取締役 C は平成 26 年 6 月 15 日に選任されていますね。ですから、「選任後 2 年（つまり、平成 28 年 6 月 15 日）以内に終了する事業年度のうち最終のもの（つまり、上記の事業年度③）に関する定時株主総会（これに関する定時株主総会はまだ開催されていない）の終結の時まで」が、C の任期となります。

本問の取締役 D は、平成 26 年 7 月 20 日に選任されていますね。ですから、「選任後 2 年（つまり、平成 28 年 7 月 20 日）以内に終了する事業年度のうち最終のもの（つまり、上記の事業年度③）に関する定時株主総会（これに関する定時株主総会はまだ開催されていない）の終結の時まで」が、D の任期となります。

従って、取締役C及びDの任期は、本問においては、最後まで満了しないことになります。

2. 登記手続

<解答第1欄>

①登記の事由

「取締役の変更」と記載する。

②登記すべき事項

「平成27年6月20日取締役A退任」と記載する。

③登録免許税

「金3万円」となる。

役員等の変更の登記の登録免許税の額は、申請件数1件につき金3万円（資本金の額が金1億円以下の会社については、金1万円）となる（登免法別表1. 24 (1) カ）。

④添付書面及び通数

ア. 取締役の退任（任期）を証する書面として「株主総会議事録」1通を添付する。

商登法54条

IV 役員等の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

イ. 役員改選の際の株主総会議事録に、任期満了により退任した旨の記載がないため「定款」1通を添付する。

役員改選の際の株主総会議事録に、任期満了により退任した旨の記載がある場合には、株主総会議事録を添付すれば足りる（昭53. 9. 18民4. 5003）。

役員改選の際の株主総会議事録に、任期満了により退任した旨の記載がない場合には、株主総会議事録及び定款を添付しなければならない。株主総会の議事録は、退任日を明らかにするために必要であり、定款は、定時株主総会が開催されるべきであった時期を明らかにするために必要である（昭33. 12. 23民甲2655）。

ウ. 司法書士法務太郎が登記申請の代理を依頼されているので、これを証するため「委任状」1通を添付する。

代理人によって登記を申請するには、申請書にその権限を証する書面を添付しなければならない（商登法 18 条）。

<解答第 2 欄>

①登記の事由

「取締役の変更」と記載する。

②登記すべき事項

「平成 27 年 8 月 27 日取締役 B 退任」と記載する。

③登録免許税

「金 3 万円」となる。

④添付書面及び通数

- ア. 取締役の退任（任期）を証する書面として「株主総会議事録」1 通を添付する。
- イ. 役員改選の際の株主総会議事録に、任期満了により退任した旨の記載がないため「定款」1 通を添付する。
- ウ. 司法書士法務太郎が登記申請の代理を依頼されているので、これを証するため「委任状」1 通を添付する。

論点 2 株式の譲渡制限に関する規定の設定（解答第 2 欄）

解説

1. 事実関係の確認及び申請すべき登記

平成 27 年 8 月 27 日開催の定時株主総会において、株式の譲渡制限に関する規定の設定の決議が、出席株主の有する議決権の 3 分の 2 以上の賛成（株主総会の特別決議）により、可決承認された（別紙 4 第 2 号議案）。

また、所要の手續（各種類株主の種類株主総会の特殊決議）が適法になされた（別紙 7 司法書士の聴取記録 1）。

会社法 309 条

II …次に掲げる株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3 分の 1 以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

⑩ 第 6 章から第 8 章までの規定により株主総会の決議を要する場合における当該株主総会（※定款変更の決議等）

会社法 111 条

II 種類株式発行会社がある種類の株式の内容として第 108 条第 1 項第 4 号〔譲渡制限株式〕…に掲げる事項についての定款の定めを設ける場合には、当該定款の変更は、次に掲げる種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が 2 以上ある場合にあつては、当該 2 以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。

① 当該種類の株式の種類株主

会社法 324 条

III …次に掲げる種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）であつて、当該株主の議決権の 3 分の 2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

① 第 111 条第 2 項の種類株主総会（ある種類の株式の内容として第 108 条第 1 項第 4 号に掲げる事項についての定款の定めを設ける場合に限る。）

<関連知識>種類株式発行会社でない会社が株式の譲渡制限に関する規定を設ける場合

会社法 309 条

Ⅲ …, 次に掲げる株主総会（種類株式発行会社の株主総会を除く。）の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）であって、当該株主の議決権の 3 分の 2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

① その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設ける定款の変更を行う株主総会

従って、株式の譲渡制限に関する規定の設定の決議は、有効になされた。

よって、株式の譲渡制限に関する規定の設定の登記を申請する。

2. 登記手続

<解答第 2 欄>

①登記の事由

「株式の譲渡制限に関する規定の設定」と記載する。

②登記すべき事項

「平成 27 年 8 月 27 日設定

株式の譲渡制限に関する規定

当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を得なければならない。
」と記載する。

③登録免許税

「金 3 万円」となる。

株式の譲渡制限に関する規定の設定の登記の登録免許税の額は、登記事項変更分として、申請件数 1 件につき金 3 万円となる（登免法別表 1. 24 (1) ツ)。

④添付書面及び通数

ア. 株式の譲渡制限に関する規定の設定を証する書面として「株主総会議事録」1 通を添付する。

商登法 46 条

Ⅱ 登記すべき事項につき株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない。

- イ. 株式の譲渡制限に関する規定の設定について、A種類株主総会及びB種類株主総会の決議があったことを証する書面として「種類株主総会議事録」2通を添付する。

- ウ. 司法書士法務太郎が登記申請の代理を依頼されているので、これを証するため「委任状」1通を添付する。

論点3 取締役会設置会社の定めの廃止と代表取締役（解答第1～3欄）

解説

<解答第1欄について>

1. 事実関係の確認及び申請すべき登記

本問会社の取締役であるDは、平成27年6月20日開催の取締役会において、代表取締役に選定され、就任承諾している（別紙3第1号議案、答案作成上のその他の注意事項4）。

従って、Dは代表取締役に就任する。

よって、Dの代表取締役就任の登記を申請する。

2. 登記手続

①登記の事由

「代表取締役の変更」と記載する。

②登記すべき事項

「平成27年6月20日就任

東京都世田谷区世田谷二丁目2番2号

代表取締役D」と記載する。

③登録免許税

「役員変更分 金3万円」となる。

役員等の変更の登記の登録免許税の額は、申請件数1件につき金3万円（資本金の額が1億円以下の会社については、金1万円）となる（登免法別表1. 24 (1) カ）。

④添付書面及び通数

ア. 代表取締役の選定を証する書面として「取締役会議事録」1通を添付する。

商登法46条

II 登記すべき事項につき株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない。

イ. 代表取締役の「就任承諾書」1通を添付する。

商登法54条

I 取締役、監査役、代表取締役又は特別取締役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員である取締役もしくはそれ以外の取締役、代表取締役又は特別取締役、指名委員会等設置会社にあつては、取締役、委員（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委

員をいう。), 執行役又は代表執行役) の就任による変更の登記の申請書には, 就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

ウ. 選任された代表取締役Dが就任承諾書に押印した印鑑につき市区町村長の作成した「印鑑証明書」1通を添付する。

代表取締役の選定に関する取締役会議事録には, Dの選定前からの代表取締役Cが登記所に届け出ている印鑑を押印している(別紙6聴取記録2)。そのため, 議事録等に押印した印鑑の証明書の添付を要しない。

取締役会設置会社における代表取締役の就任(再任を除く)による変更の登記の申請書には, 代表取締役の就任承諾書の印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付しなければならない(商登規61条2項後段, 3項)。

そして, 代表取締役の就任の登記の申請書には議事録等に押印した印鑑の証明書も添付しなければならないが, 変更前の代表取締役が登記所に届け出ている印鑑で議事録に押印している場合には, 添付は不要である(商登規61条4項柱書)。

エ. 司法書士法務太郎が登記申請の代理を依頼されているので, これを証するため「委任状」1通を添付する。

<解答第2欄について>

1. 事実関係の確認及び申請すべき登記

平成27年8月27日開催の定時株主総会において, 取締役会設置会社の定めのある廃止の決議が満場一致で可決承認された(別紙4第3号議案)。

株式会社の機関設計の変更は, 定款を変更することによって行う。

また, 公開会社には取締役会の設置義務があるため, 取締役会を廃止するには, 株式の譲渡制限に関する規定を設定し, 公開会社でない会社となる必要があるが, 本問では, すでになされている(株式の譲渡制限に関する規定に関する解説参照)。

会社法327条

I 次に掲げる株式会社は, 取締役会を置かなければならない。

① 公開会社

従って, 本問会社は, 取締役会設置会社ではなくなった。

よって, 取締役会設置会社の定めのある廃止の登記を申請する。

そして、本問会社では、取締役会設置会社の定めが廃止され、代表取締役の選定方法として、新たに互選による方法が定められた（別紙4第3号議案）。

会社法 349 条（株式会社の代表）

- I 取締役は、株式会社を代表する。ただし、他に代表取締役その他株式会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。
- III 株式会社（取締役会設置会社を除く。）は、定款、定款の定めに基づく取締役の互選又は株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる。

また、平成 27 年 8 月 27 日開催の取締役の互選により、従前より代表取締役であった C 及び D（解答第 1 欄参照）が代表取締役に再度選定され、就任承諾をした（別紙 5 第 1 号議案、答案作成上のその他の注意事項 4）。

従って、代表取締役 C 及び D についての登記事項には変更が生じず、C 及び D の代表取締役就任についての変更の登記は要しないと解されている。

従前の代表取締役が変更後の選定方法でも再任された場合には、当該代表取締役には登記事項に変更を生じないとして取り扱われる。従前の代表取締役の地位が継続することを変更後の選定方法により確認的に決議する場合には、従前の代表取締役は退任しないと構成することは、会社の合理的意思に沿うものと推測されるからである。

2. 登記手続

①登記の事由

「取締役会設置会社の定め廃止」と記載する。

②登記すべき事項

「平成 27 年 8 月 27 日取締役会設置会社の定め廃止」と記載する。

③登録免許税

「取締役会廃止分 金 3 万円」となる。

取締役会の設置又は廃止の登記の登録免許税の額は、申請件数 1 件につき金 3 万円となる（登免法別表 1. 24 (1) フ）。

④添付書面及び通数

ア. 取締役会設置会社の定め廃止を証する書面として「株主総会議事録」1 通を添付する。

イ. 司法書士法務太郎が登記申請の代理を依頼されているので、これを証するため「委任状」1通を添付する。

<解答第3欄について>

平成27年8月27日に開催された定時株主総会において、取締役会設置会社の定めの廃止の決議がなされ、代表取締役の選定方法を定める（取締役の互選による）旨の定款変更がされている（別紙4第3号議案）。

この定款変更の決議は、満場一致をもって有効になされている。

そして、同定時株主総会において、本問会社の取締役として就任したHが代表取締役に選定され、席上就任承諾をしている（別紙4第5号議案、答案作成上のその他の注意事項4）。

しかし、定款において代表取締役の選定方法が「取締役の互選による」とされている場合には、株主総会の決議によって代表取締役を選定することはできない。

定款に「代表取締役は取締役の互選により定める」と規定した場合には、互選によることを義務付けた趣旨とみられるため、定款を変更しない限り、株主総会の決議によって代表取締役を選任することはできないとされている（登研210P.56）。

第3欄

ア 登記をすることができない事項
代表取締役Hの選定の件
イ 理由
取締役会設置会社でない会社において、定款に代表取締役の選定についての互選規定がある場合、当該定款規定は、互選によることを義務付けた趣旨とみられるため、株主総会の決議によって代表取締役を選定することはできない。

論点 4

取締役の変更（解答第 2 欄）

解 説

<解答第 2 欄について>

1. 事実関係の確認及び申請すべき登記

Hは、平成 27 年 8 月 27 日開催の定時株主総会において、取締役に選任され、就任承諾している（別紙 4 第 4 号議案、答案作成上のその他の注意事項 4）。

従って、Hは取締役に就任する。

2. 登記手続

①登記の事由

「取締役の変更」と記載する。

②登記すべき事項

「平成 27 年 8 月 27 日取締役H就任」と記載する。

③登録免許税

「役員変更分 金 3 万円」となる。

役員等の変更の登記の登録免許税の額は、申請件数 1 件につき金 3 万円（資本金の額が 1 億円以下の会社については、金 1 万円）となる（登免法別表 1. 24 (1) カ）。

④添付書面及び通数

ア. 取締役の選任を証する書面として「株主総会議事録」1 通を添付する。

イ. 取締役の「就任承諾書」1 通を添付する。

商登法 54 条

I 取締役、監査役、代表取締役又は特別取締役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員である取締役もしくはそれ以外の取締役、代表取締役又は特別取締役、指名委員会等設置会社にあつては、取締役、委員（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。）、執行役又は代表執行役）の就任による変更の登記の申請書には、就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

ウ. 選任された取締役Hが就任承諾書に押印した印鑑につき市区町村長の作成した「印鑑証明書」1 通を添付する。

取締役会設置会社でない会社における取締役の就任（再任を除く）による変更の登記

の申請書には、取締役の就任承諾書の印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付しなければならない（商登規 61 条 2 項後段）。

エ. 司法書士法務太郎が登記申請の代理を依頼されているので、これを証するため「委任状」1 通を添付する。

論点5 監査役会設置会社の定め廃止（解答第2欄）

解説

<解答第2欄について>

1. 事実関係の確認及び申請すべき登記

平成27年8月27日開催の定時株主総会において、監査役会設置会社の定め廃止の決議が満場一致で可決承認された（別紙4第3号議案）。

株式会社の機関設計の変更は、定款を変更することによって行う。

また、公開会社である大会社には監査役会の設置義務があるが、本問会社は、非公開会社（株式の譲渡制限に関する規定に関する解説参照）であって大会社でもないため（答案作成上その他注意事項5、別紙1参照）、監査役会の設置義務はない。

会社法2条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑥大会社 次に掲げる要件のいずれかに該当する株式会社をいう。

イ 最終事業年度に係る貸借対照表（…）に資本金として計上した額が5億円以上であること。

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であること。

会社法328条（大会社における監査役会等の設置義務）

I 大会社（公開会社でないものを除く。）は、監査役会及び会計監査人を置かなければならない。

II 公開会社でない大会社は、会計監査人を置かなければならない。

従って、本問会社は、監査役会設置会社ではなくなった。

よって、監査役会設置会社の定め廃止の登記を申請する。

また、監査役会設置会社である旨の登記があるために登記されていた社外監査役F及びGにつき、社外監査役である旨の登記を抹消することになる。

2. 登記手続

①登記の事由

「監査役会設置会社の定め廃止

監査役の変更」と記載する。

②登記すべき事項

「監査役（社外監査役）F及び監査役（社外監査役）Gにつき平成27年8月27日監査役会設置会社の定め廃止により変更

監査役F，監査役G

平成27年8月27日監査役会設置会社の定め廃止」と記載する。

③登録免許税

「役員変更分 金3万円

監査役会廃止分 金3万円」となる。

役員等の変更の登記の登録免許税の額は、申請件数1件につき金3万円（資本金の額が金1億円以下の会社については、金1万円）となる（登免法別表1.24(1)カ）。監査役会の設置又は廃止の登記の登録免許税の額は、申請件数1件につき金3万円となる（登免法別表1.24(1)ワ）。

④添付書面及び通数

ア. 監査役会設置会社の定め廃止を証する書面として「株主総会議事録」1通を添付する。

イ. 司法書士法務太郎が登記申請の代理を依頼されているので、これを証するため「委任状」1通を添付する。

<補助レジュメ>

代表取締役の選定

会社法 349 条（株式会社の代表）

- I 取締役は、株式会社を代表する。ただし、他に代表取締役その他株式会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。
- II 前項本文の取締役が2人以上ある場合には、取締役は、各自、株式会社を代表する。
- III 株式会社（取締役会設置会社を除く。）は、定款、定款の定めに基づく取締役の互選又は株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる。

会社法 362 条（取締役会の権限等）

- III 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

<代表取締役の選定方法>

- ①各自代表
- ②定款
- ③定款の定めに基づく取締役の互選
- ④株主総会の決議
- ⑤取締役会の決議（取締役会設置会社の場合）

<選定方法を変更した場合の登記>

1. 各自代表の会社において、新たに選定方法が定められた場合（又は取締役会設置会社となった場合）

（つまり、「①」から「②～⑤」への変更の場合）

⇒新たに代表取締役に選定されなかった者について、代表取締役の「退任」の登記を申請する。

2. これまでの選定方法が廃止された場合（又は取締役会設置会社の定めを廃止し、新たな選定方法が定められなかった場合）

（つまり、「②～⑤」から「①」への変更の場合）

⇒これまで代表権を有しなかった取締役について、「代表権付与」の登記を申請する。

3. 選定方法の変更があった場合（又は取締役会設置会社の定めを廃止し、新たな選定方法が定められた場合、これまで選定方法を定めていた会社が取締役会設置会社となった場合）

（つまり、「②～⑤」の間での変更の場合）

⇒変更前後で同一人が代表取締役である場合、登記申請不要。

⇒変更前後で別人が代表取締役である場合、従前の選定方法で定められた代表取締役について「退任」の登記を申請し、新たな選定方法で定められた代表取締役について「就任」の登記を申請する。

1. 監査役会を設置した場合の申請書の書き方

平成 27 年 4 月 1 日に監査役会設置会社となる旨の定款変更をした場合の申請書。

(監査役 A は、既登記の任期中の監査役であって、監査役会設置会社の定めを設けたために社外監査役である旨を登記することとなった者、監査役 B は、新たに社外監査役として就任することになった者である。)

登記の事由	
監査役の変更 監査役会設置会社の定めの設定	
登記すべき事項	
監査役 A は社外監査役である。 平成 27 年 4 月 1 日監査役 (社外監査役) B 就任 平成 27 年 4 月 1 日監査役会設置会社の定め設定	
添付書類の名称及び必要な通数	
委任状	1 通
株主総会議事録	1 通
就任承諾書	1 通
※監査役の社外性について証明する添付書面は必要ありません。	

2. 監査役会を廃止した場合の申請書の書き方

平成27年4月1日に監査役会設置会社の定めを廃止する旨の定款変更をした場合の申請書。

(監査役Aと監査役Bは、社外監査役として登記されていた者であるが、監査役会設置会社の定めを廃止したことにより、社外監査役の旨の登記を抹消することとなった者である。)

登記の事由	
監査役の変更 監査役会設置会社の定め廃止	
登記すべき事項	
平成27年4月1日監査役(社外監査役)A及び監査役(社外監査役)Bにつき監査役会設置会社の定め廃止により変更 監査役A 監査役B 平成27年4月1日監査役会設置会社の定め廃止	
添付書類の名称及び必要な通数	
委任状	1通
株主総会議事録	1通